

吸収合併に関する留意点

宗教法人の吸収合併は、役員の長期不在や施設の滅失（不活動法人）又、法人の事務所移転の認証を得ることができない（移転未了法人）などの理由により適切に法人運営することが困難になった宗教法人の「法人格」だけを解散させる手続きです。あくまでも法人格に関する手続きであり、「教会名称」に関する手続きではありません。法人格を解散した後も教会名称は存続します。

◇合併後の不動産はどうなるのか

被合併法人（消滅する法人）が土地建物を所有している場合、合併完了後、被合併法人の不動産を管轄する法務局にて、「合併」を登記原因として合併法人へ所有権移転登記を行う必要があります。これは自動的に合併法人名義になるわけではないのでご注意下さい。

◇他の都道府県に所在する法人を合併する際に気を付けること

他都道府県の法人を吸収合併する際、その法人が境内建物を所有し、合併後も存続する法人が非課税申請をする等、直接境内建物として使用する場合は、合併の申請窓口は各都道府県ではなく文部科学大臣（文化庁宗務課）となります。これは宗教法人法の第5条に定められており、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人は文部科学大臣の所轄になります。

【宗教法人法】

（所轄庁）



第5条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあっては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であって同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人

◇合併の認証窓口が変わってくる場合も

「境内建物を備える」とは、登記上境内建物であるか否かではなく、その建物が実際に宗教法人の用に供されているという機能・実態が伴うものであることが必要となります。

上記の通り他の都道府県の法人を合併する場合は、境内建物の使用状況により申請窓口が変わってくるので事前に確認の上、手続きをして下さい。

【例】

文化庁で合併を認証する場合

A 分教会



B 分教会



合併

存続する法人

奈良県知事所轄

B 分教会の建物を合併後
も境内建物として使用す
る場合

解散する法人

大阪府知事所轄

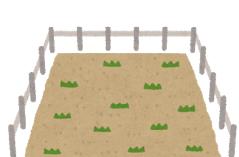
B 分教会名義で境内建物
を所有

各都道府県庁で合併を認証する場合

A 分教会



B 分教会



合併

解散する法人

大阪府知事所轄

法人格のみ大阪府
に残っており現在
は別の場所で活動
B 分教会所有の建
物はなし

注1：既に文化庁所轄の宗教法人が、吸収合併等の認証申請を行う場合も申請先
は文化庁となります。

注2：合併により所轄が文化庁になった場合、毎年の提出書類も都道府県知事宛ではなく文部科学
大臣宛に提出することになります。

注3：合併の申請が文部科学大臣であっても、登録免許税の非課税申請は、不動産の所在する県庁
へ非課税申請をし、非課税の証明が下りたら法務局にて所有権移転登記をして下さい。



宗教法人実務研修会（教区・直属）開催状況

（教区）宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
兵庫 長野 北海道 北海道空知支部 島根 奈良 山梨 滋賀 栃木
計 20 教区 1 支部

（直属）佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 南 網干 治道 東海 府内 計 9 直属

直属でも開催が増えてまいりました。大変好評をいただいております。ぜひご検討ください。

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合せください。

毎月 25 日午後 2 時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

内線電話 5208, 5209